

第1章 第2次大分県子ども読書活動推進計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動^{*}は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

国においては、この子どもの読書活動の重要性から、社会全体での推進を図っていくため、平成13年12月に、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができる環境整備の推進を基本理念とする「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定しました。この法律に基づき、平成14年8月におおむね5年にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成20年3月には引き続き第2次計画を策定しました。

大分県では、こうした国の動向を踏まえ、平成16年2月に「大分県子ども読書活動推進計画」を策定し、これまで、あらゆる場所において、大分県の子どもたちが本を読むことができる体制＝「夢ライブラリー」をつくるという趣旨のもと、全県的な子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

また、平成18年6月に策定した「新大分県総合教育計画」（平成18～27年度）においても、「豊かな心をはぐくむ体験活動や読書活動の推進」を挙げ、子どもが読書に親しむことができる環境を整備し、子どもの読書意欲の喚起と読書習慣形成の促進に取り組んでいます。

本計画は、前計画における取組の成果と課題を踏まえ、新たに大分県における子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の目標及び基本方針

読書を通じて、子どもたちは読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる基礎力を養うとともに、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度を身に付けることができます。

また、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、読書は子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける契機になります。

大分県の子どもたちが自ら進んで読書に親しみ、読書習慣を身に付けていくとともに、読書活動を通じて生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けることを目指して、「読書習慣の形成」及び「いつでもどこでも読書に親しめる環境の整備」を目標に、3つの基本方針のもと、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

<目標>

- 読書習慣の形成
- いつでもどこでも読書に親しめる環境の整備

<基本方針>

① 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組が必要です。子どもが読書に親しむ機会の充実を図るため、子どもの読書活動の推進にかかわる学校、関係機関及び民間団体等がそれぞれ担うべき役割を果たすことはもとより、緊密に連携・協力を図りつつ、取組を推進していくことが求められています。

このような観点から、家庭・地域・学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図る取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努めます。

② 子どもが読書に親しむ機会の提供と施設・設備等の整備・充実

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校において、乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境づくりを行うとともに、子どもが興味を持ち、感動する本等の整備が重要です。

このような観点から、家庭・地域・学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設・設備その他の諸条件の整備・充実に努めます。

③ 子どもの読書活動に関する理解促進と関心の喚起

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、その意義や重要性について、県民の間に広く理解と関心を深める必要があります。

このような観点から、子どもを取り巻く社会全体で子どもの自主的な読書活動を推進する気運を一層高めるために、子どもの読書活動の意義や重要性について、県民の間に広く普及・啓発を図るよう努めます。

3 計画の期間

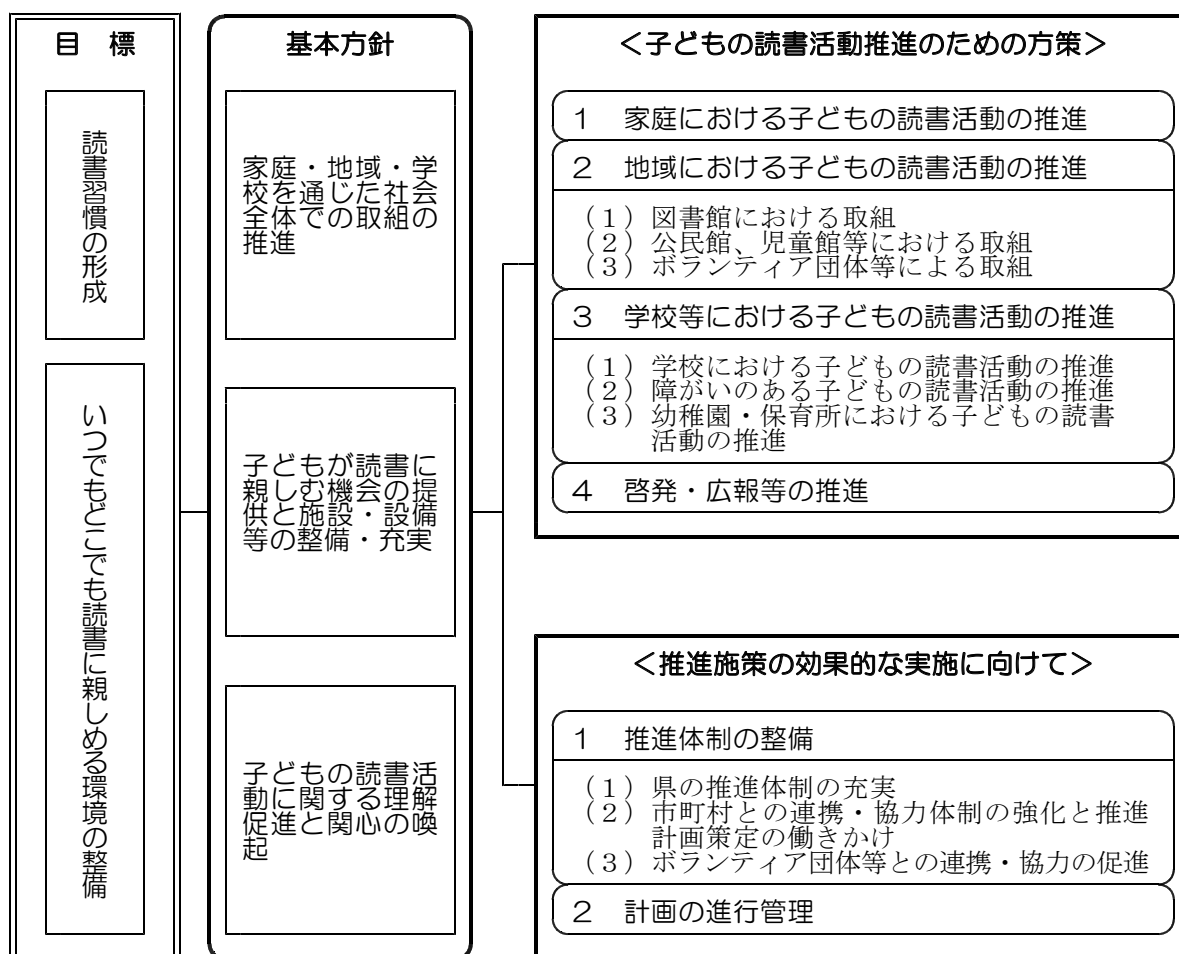
平成21年度からおおむね5年間とします。

4 計画のキャッチフレーズ

前計画に引き続き、あらゆる場所において、大分県の子どもたちが本を読むことができる体制＝「夢ライブラリー」をつくるという趣旨に基づき、親しみやすい計画のキャッチフレーズを下記のとおり名付けます。

「おおいた子ども夢ライブラリー計画」

5 計画の体系



第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

<家庭の役割>

家庭は、子どもにとって生活の場の基本であり、子どもが幼い頃から本に親しみ、本の楽しさを知るために、日常生活の中で自然に本に親しむことができるような環境をつくるのが大切です。

このため、家庭においては、保護者自身が読書活動の意義を認識し、子どもの成長にあわせた読み聞かせや親子がともに本を読むこと、図書館に出向くことなど、子どもが日常生活の中で本に親しむ工夫や配慮を行うとともに、読書を親子のふれあいの機会として活用していくことが望まれています。

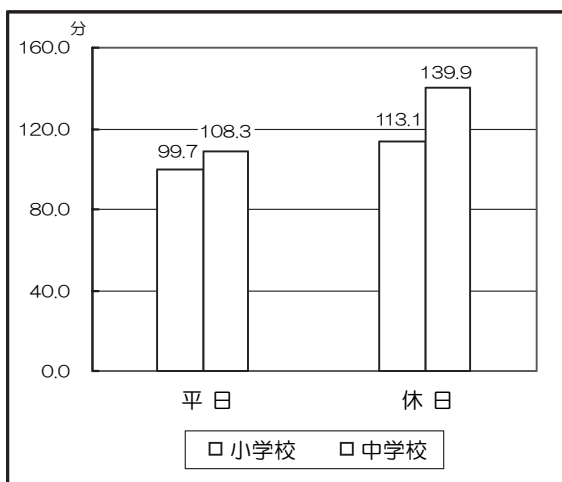
<現状と課題>

- テレビ、ゲーム、インターネット、携帯電話など、さまざまなメディアの著しい普及に伴い、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした生活環境や家庭環境の変化が、子どもたちの活字離れを進ませる一因となっています。
- 家庭において、読書が子どもの生活の中に根付くよう、さまざまな機会を通して読書活動の意義や重要性について保護者に働きかけていく必要があります。
- 県立図書館において、「育児・乳幼児向けおすすめ絵本・育児書」の宅配によるセット貸出を実施しています。

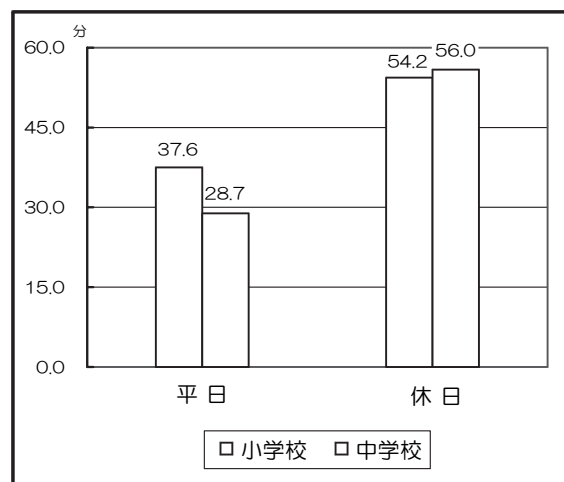
また、公立図書館や公民館などにおいては、親子で参加できるおはなし会等が開催されています。

家庭における読書活動の充実のため、引き続き親子で参加できる読書に親しむ機会の実施及び情報提供が求められています。

【児童生徒がテレビを見る時間】



【児童生徒がゲームをする時間】



資料：平成20年度基礎・基本の定着状況調査報告書（大分県教育委員会）

＜具体的な方策＞

① 保護者に対する読書活動への理解の促進

ア) 家庭教育講座等を通じた読書活動への理解の促進

県や市町村、NPO団体などが実施する子どもの発達段階に応じた家庭教育や子育て支援に関する講座等の機会に、読書活動の重要性、読み聞かせのノウハウなどについて紹介するとともに、PTAの協力を得ながら、家庭において日常的な取組が推進されるよう促します。

イ) 広報紙等を通じた読書活動への理解の促進

乳幼児期からの読み聞かせの必要性や読書活動の重要性などについて広報紙やホームページ等を通じて積極的に紹介することにより、家庭における読書活動に対する理解の促進を図ります。

② 家庭における読書活動への支援

ア) 親子で読書に親しむ機会の充実

公立図書館や公民館、児童館*などが実施するおはなし会等、親子が共に読書に親しむ機会の実施及び情報提供に努めるとともに、さまざまな読書活動への親子での参加の呼びかけを通じて、家庭における読書活動が充実するよう努めます。

イ) 家庭における読み聞かせ等に関する講座の充実

家庭における読み聞かせや読書の重要性についての理解の促進を図るため、保護者等を対象とした読み聞かせや子どもの本に関する講座を実施します。



県立図書館における読み聞かせ



「育児・乳幼児向けおすすめ
絵本・育児書」のセット貸出

2 地域における子どもの読書活動の推進

＜地域の役割＞

子どもの読書活動を推進するためには、子どもにとって身近な場所で本に親しむ環境を整備していくことが重要です。

とりわけ図書館は、子どもにとっては、学校外で本と出会い親しむとともに、読書を通じて読解力や情報活用能力を身に付けることができる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されています。

また、公民館や児童館は地域住民の学習活動や子どもの健やかな成長を目的とした地域コミュニティの拠点施設であり、特に公民館には家庭・地域・学校の連携の拠点としての機能も求められています。

これらの施設は、子どもが本と出会い親しむ機会を提供し、子どもの読書について気軽に相談できる場所となるような環境整備に努めるとともに、読書活動の意義や重要性の普及・啓発に努めることが期待されています。

さらに、地域のボランティア団体、保健所・保健センターなどの関係機関等においても、保護者に対する読書活動の重要性についての理解の促進や子どもが読書に親しむ機会の提供を行うなど、子どもの読書活動の推進に向けて、今後も大きな役割を果たすことが期待されています。

(1) 図書館における取組

＜現状と課題＞

○ 県内の各図書館におけるおはなし会等の開催により、県内公立図書館における中学生以下の子ども1人当たりの児童書年間貸出冊数は年々増加しています。

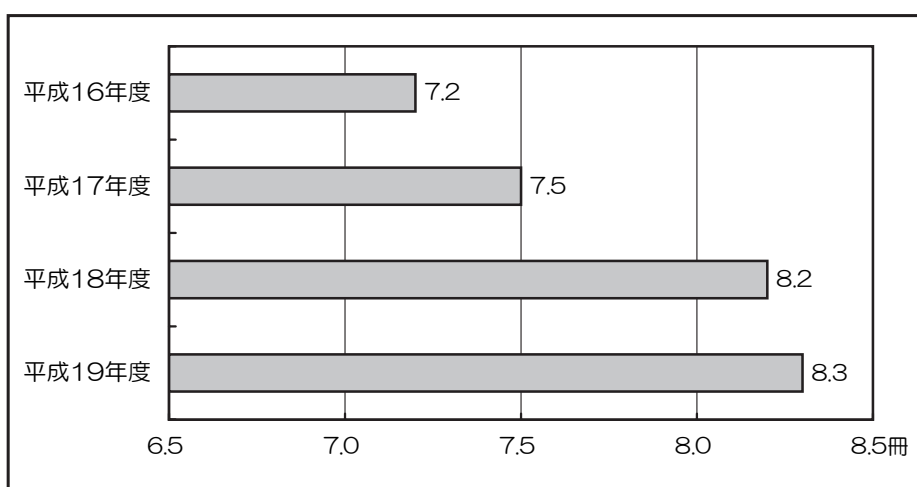
子どもの読書活動の充実のため、今後も児童図書等の整備や読書に親しむ機会の提供などの環境整備に努める必要があります。

○ 本県における市町村の図書館設置率（平成20年4月現在）は、18市町村のうち16市町村で89%であり、全国的には比較的上位に位置しています。今後、県内すべての地域の子どもの十分な図書館サービスを受けられるよう、市町村立図書館や関係機関及び学校図書館等との一層の連携・協力が必要です。

○ 県内の多くの地域で、子どもの読書活動に関する情報の収集・提供やおはなし会、ボランティアに対する講座等が行われていますが、地域によってその充実度が異なっています。今後は、各地域において、児童図書担当職員や指導的立場の実践者を育成する必要があります。

- 県立図書館において、読み聞かせに関心のある県民に対して、その技術や本の選び方、おはなし会の運営等に関する講座を行うなど、子どもの成長に重要な意義をもつ読み聞かせ活動をより充実させる機会の提供に努めています。
子どもの読書習慣の形成のため、読み聞かせグループなどの研修会等を通じて、今後もボランティア団体の活動実態の把握と支援に努めることが求められています。
- 子どもにとって身近な存在である市町村立図書館において、幅広い児童図書収集・提供が行われるよう、子ども向けの図書資料費の予算確保について、引き続き市町村に働きかけていくことが必要です。

【公立図書館における中学生以下の子ども1人当たりの児童書貸出冊数】



資料：県立図書館調査

<具体的な方策>

① 児童図書と設備の整備・充実

ア) 児童図書の整備・充実

県立図書館において、子どもが読書の楽しさを知り、本を通して知識や想像力を豊かにすることができるような児童図書・児童図書研究書の整備・充実を図るとともに、子どもと子どもの読書活動を支える方たちの支援に努めます。

また、子どもにとって身近な存在である市町村立図書館において、幅広い児童図書の収集・提供が行われるよう促します。

イ) 子どものための読書スペースの整備・充実

県立図書館において、子どもに対するサービスの充実に向けて、児童閲覧室やおはなしの部屋等の必要なスペースの充実に努めます。

また、市町村立図書館においても、必要なスペースが確保されるよう働きかけます。

② 読書に親しむ機会の提供

ア) 子どもが本に親しむ機会の充実

県立図書館において、職員とボランティアの協力のもと、おはなし会を定期的実施し、絵本の読み聞かせやストーリーテリング[※]、紙芝居の上演等を通じて、子どもが本に親しむ機会の提供に努めます。

また、市町村立図書館においても、おはなし会などの定期的な開催等、本に親しむ機会の提供に努めるよう働きかけます。

イ) 「こどもの読書週間」における取組の充実

県立図書館において、「子ども読書の日[※]」（４月２３日）及び「こどもの読書週間」（４月２３日～５月１２日）の趣旨にふさわしい行事を開催し、子どもが読書の楽しさを味わえる機会の提供に努めます。

また、市町村立図書館にも実施を働きかけます。

ウ) 広報紙等による情報提供の充実

県立図書館において、子どもや保護者、ボランティアなどに対し、広報紙等を通じて、子どもの読書活動に関する情報提供に努めます。

また、市町村立図書館においても情報提供が充実されるよう働きかけます。

③ 子どもの読書に関するレファレンス[※]・読書相談の充実

県立図書館において、子どもや保護者、図書館職員、ボランティア、教員等からの子どもの読書に関するレファレンス・読書相談に対応するとともに、県内の図書館サービスの向上が図られるよう、市町村立図書館における子どもの読書に関するレファレンス・読書相談の支援に努めます。

④ 子どもの読書活動支援機能の強化

県内における子どもの読書活動を支援するセンター機能を整備し、子どもの読書活動に関する情報収集や広報等を行うとともに、子どもの読書活動の支援に向け、講師の派遣やボランティア団体等の情報提供に努めます。

⑤ 図書館等職員に対する研修の充実

ア) 県立図書館司書の資質の向上

県立図書館において、子どもの読書活動を全県的に推進する観点から、児童図書を選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導等に高い専門性をもって対応するとともに、市町村立図書館職員を支援できるよう、司書の資質向上に向けた研修の実施に努めます。

イ) 市町村立図書館等職員に対する研修の充実

市町村立図書館等職員の専門的知識・技能を高めるため、各種研修の充実と参加促進に努めます。

⑥ 障がいのある子どもに対する図書館サービスの充実

県立図書館において、障がいのある子どもの読書活動を支援するため、子どもが安心して読書に親しめるよう、館内表示を分かりやすくするなど読書活動に係る環境の整備に努めるとともに、子どもの障がいの状態に応じた職場体験学習プログラムの充実を図ります。

また、特別支援学校等への貸出しについての一層の周知とサービスの充実に努めます。

市町村立図書館や学校図書館においても、子どもが安心して読書に親しめるよう読書活動に係る環境の整備を促します。

⑦ 情報化の促進

県立図書館において、市町村立図書館や大学図書館等の県内にある図書館の蔵書をインターネットで一元的に検索できる横断検索システムの拡充に努めます。

また、市町村立図書館においても、インターネットなどで検索できる情報検索システムの導入や利用者用コンピューターの設置等の情報化を図られるよう働きかけます。

⑧ 公立図書館や関係機関等との連携・協力の推進

ア) 市町村立図書館への支援と連携の強化

県立図書館において、レファレンスの援助、司書の研修等を通じて、市町村立図書館の児童サービスを支援するとともに、市町村立図書館の児童サービスの現状把握を行い、情報やデータを整理して、その共有化に努めます。

イ) 関係機関等との連携・協力の促進

市町村立図書館を中心として、読み聞かせグループなどのボランティア団体や青少年団体等の関係団体、保健所・保健センターなどの関係機関と連携・協力し、子どもの読書活動を推進する取組が図られるよう働きかけます。

⑨ 学校図書館との連携・協力の推進

県立学校における学習を支援するとともに、学ぶ意欲の向上を促すため、県立図書館と県立学校の学校図書館とのネットワークを強化し、県立学校へ資料の貸出しを行うことにより、県立学校との連携・協力の推進に努めます。

また、市町村立図書館において、小・中学校との連携・協力の推進が図られるよう促します。

⑩ 読書ボランティアの養成

県立図書館において、文庫活動や読み聞かせなどの活動の充実を図るため、家庭や学校等で読み聞かせを行う県民を対象にした技術講習の実施に努めるとともに、市町村立図書館においても読書ボランティアの養成が促進されるよう働きかけます。

⑪ 調べ学習等への対応の充実

県立図書館において、学校における総合的な学習の時間[※]や各教科における調べ学習に利用できる資料の収集・提供に努めます。

また、市町村立図書館においても、調べ学習等に利用できる資料の収集・提供の充実が図られるよう促します。

(2) 公民館、児童館等における取組

<現状と課題>

- 公民館や児童館をはじめ、「放課後子ども教室[※]」や「放課後児童クラブ[※]」においても、読み聞かせ等の読書活動が行われており、今後もその取組の充実が求められています。
- 公民館や児童館にある図書室は、地域の人々の読書活動において、身近な支援の場となっていますが、所蔵資料は必ずしも十分とはいえません。
- 地域ぐるみで子どもの読書活動を推進するために、公民館や児童館において、子どもの読書活動に対する理解を深める取組が求められています。

<具体的な方策>

① 読書に親しむ機会の充実

子どもの読書への興味・関心を高めるため、図書室において保護者や地域ボランティアによる読み聞かせやおはなし会などの活動が推進されるよう促すとともに、「放課後子ども教室」や「放課後児童クラブ」の活動においても、読み聞かせ等の読書活動が一層充実されるよう働きかけます。

② 読書環境の整備・充実

ア) 子どもが読書に親しむ環境の整備

図書を気軽に閲覧できるような配慮、希望図書の貸出し等、子どもが読書に親しむことができるような環境づくりを促進します。

イ) 図書室の整備・充実

蔵書の充実を図り、子どもが楽しめるような配架の方法を工夫するなど、図書室の充実を促します。

ウ) 公民館講座を通じた読書活動への理解の促進

公民館講座において、読書活動をテーマにした講座が開催されるよう働きかけます。

③ 職員の知識・技術の向上

職員の読み聞かせ等の知識・技術の習得、あるいはその向上を目的とした研修会等への参加を促します。

(3) ボランティア団体等による取組

<現状と課題>

- 県内各地で家庭文庫^{*}や読み聞かせグループ等のボランティア団体が活動しており、子どもが読書に親しむさまざまな機会を提供しています。

ボランティア団体等の一層の活動の充実を図るため、今後も引き続き活動の場や機会の提供に関する支援が求められています。

【読み聞かせグループの数】

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
グループ数	122	128	139	144

資料：平成19年度子ども文庫・読み聞かせグループ名簿（県立図書館）

<具体的な方策>

① 情報収集・提供の充実

家庭文庫や読み聞かせグループ等のボランティア団体の活動を支援するため、県内ボランティア団体の情報収集・提供を行うとともに、ホームページ等を通じて、県民に広く情報を発信するよう努めます。

② 「子どもゆめ基金^{*}」等の活用の促進

国の民間団体に対する支援策である「子どもゆめ基金」や各種財団事業の周知に努め、その活用を奨励することにより、子どもの読書活動を推進するボランティア団体等の活動の充実を促します。



ボランティアによる読み聞かせ

3 学校等における子どもの読書活動の推進

<学校の役割>

学校では、従来各教科等における学習活動を通じて読書活動が行われており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。

平成19年6月に改正された学校教育法においては、義務教育の目標の一つとして「読書に親しませ、必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が新たに規定されました。

また、平成20年の小・中学校学習指導要領の改訂においても、各教科等における言語活動を充実し、引き続き学校図書館の活用を図るとともに、言語環境を整えることが必要とされ、学校における読書活動の重要性が一層増しています。

これらを踏まえ、学校においては、校長のリーダーシップのもと、学校図書館活動の充実に向け、学校全体で組織的に取り組む体制を整備するとともに、学校図書館の計画的な利用と機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが大切です。

また、幼稚園・保育所及び認定こども園^{*}では、幼児期において、絵本の読み聞かせ等により、本に親しみ、楽しさを覚える機会を提供するなど、子どもの読書活動の基礎を築く役割を果たすことが大切です。

<現状と課題>

○ 本県において、家庭や図書館で、平日に10分以上読書をする児童生徒の割合（平成20年度）は、小学校63.9%であるのに対し、中学校45.4%となっています。

また、児童生徒が1か月に読む本の平均冊数（平成17～20年度）は、いずれの年度においても、中学校では半数以上の生徒が0～2冊と回答し、小学校と比べて不読者の割合が高くなる傾向が見られます。

○ 学校図書館を活用した授業を計画的に行っている学校の割合（平成20年度）は、小学校66.1%、中学校24.1%でいずれも全国平均を下回っており、学校図書館が「学習情報センター」として、これまで以上にその機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが求められています。

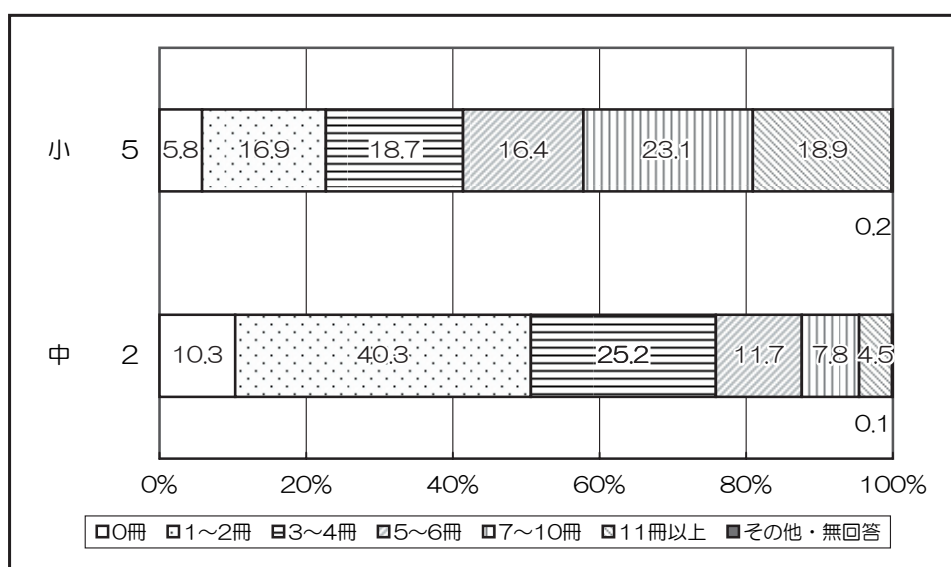
○ 本県において、学校図書館図書標準^{*}を達成している学校数の割合（平成18年度）は、小・中学校ともに6割を超えています。学校図書館図書標準の達成に向けた予算措置等と魅力ある図書資料の整備・充実に向けて、引き続き各市町村へ働きかける必要があります。

- 学校における公立図書館やボランティア団体等との連携は全国平均を下回っています。

引き続き学校図書館と公立図書館とが連携するとともに、各学校の実情に応じて、学校図書館の環境整備や「朝読書」の読み聞かせなどにボランティア等の地域の力を活用していく必要があります。

- 学校図書館の地域への開放は十分に進んでいない状況であり、引き続き学校の実情に応じた取組が求められています。

【小中学生が1か月に読む本の冊数の割合】



資料：平成20年度基礎・基本の定着状況調査報告書（大分県教育委員会）

＜具体的な方策＞

(1) 学校における子どもの読書活動の推進

① 学校における体制づくりの推進

ア) 学校全体で取り組む読書活動推進の体制づくり

すべての教職員が学校図書館の機能を活用した授業や取組を行えるようにするため、図書館運営委員会等の校内組織の充実を促します。

また、学校図書館に関する校内研修の実施に取り組むとともに、校外研修への参加を促進します。

イ) 図書館教育全体計画作成の促進

長期的なビジョンに立ち、教育目標の実現に寄与し、子どもの読書活動や学習に役立つ学校図書館づくりを学校の教育計画に位置付けるとともに、各教科等の年間指導計画に学校図書館の活用や読書活動の推進を位置付けることを促進します。

り) 年間活動計画作成の促進

司書教諭^{*}や専門的な知識・技能を有する担当職員である学校司書が中心となって計画する全校的な読書活動について、年間活動計画の作成を促進するとともに、すべての教職員が目的を共有し、共通の意識を持って実施するよう働きかけます。

I) 学校図書館の計画的な利用の促進

各教科、総合的な学習の時間、特別活動^{*}等の全教育活動における計画的な利用を促し、図書館機能の活用を促進します。

か) 学校図書館の充実に向けた指導と助言

指導主事による学校訪問の際には、学校図書館に関する状況を把握するとともに、読書活動の推進についての指導と助言を行います。

加) 学校図書館についての情報提供の充実

国等の学校図書館に関する情報を収集し、子どもの読書活動推進に関するホームページ等を通じて、学校図書館へ情報提供を行います。

② 読書指導の充実

ア) 各教科等における読書活動の促進

「大分県国語力向上プラン」（平成20年3月策定）に基づき、各教科等の授業において本を紹介するなどの取組を行うことにより、児童生徒の興味・関心に応じた読書支援の充実を促します。

イ) 朝読書、読み聞かせ等の読書活動の推進

児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせるため、朝の読書活動をはじめとする集団読書や読み聞かせ、ブックトーク^{*}等の一層の取組を促します。

ウ) 推薦図書等の選定・活用

大分県学校図書館協議会の選定図書や子どもの発達段階に応じて選定された県立図書館推薦図書リストの活用を引き続き図るとともに、学校独自の推薦図書の選定に取り組むよう促します。

I) 読解力・情報活用能力の育成

学校図書館を効果的に活用することによって、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等において、調べ学習や多様な学習活動を展開し、読解力や情報活用能力の育成が図られるよう促します。

か) 先進的な取組の紹介による読書活動の推進

子どもの読書活動を推進する関係者などを対象とした交流会等の機会に、読書活動の先進的な取組を行っている学校の実践事例を学校関係者に紹介することにより、各学校における多様な読書活動の展開を促進します。

加) 図書委員会活動の活性化

児童生徒による図書委員会の活動の交流や情報交換を促進します。

③ 学校図書館の整備・充実

7) 資料、設備の充実

a 学校図書館図書整備5か年計画に基づいた蔵書の整備・充実

各市町村に対して、学校図書館図書標準を達成するために、新たな学校図書館図書整備計画^{*}（平成19年～23年）による地方交付税措置により、必要な予算措置を講じ、図書資料の整備・充実を図るよう働きかけるとともに、子どもに新しく正しい情報を与えることができなくなった図書資料の適切な廃棄を行うよう促します。

県立学校においても、学校図書館機能をさらに充実させることを目指して、図書資料の整備・充実に努めます。

b 魅力的な図書資料等の充実

児童生徒が読みたくなる本や学習に役立つ本を中心に学校独自で選定し、計画的な図書資料の充実を図られるよう促します。

c 施設・設備の整備・充実

児童生徒が行きたくなる、本が読みたくなる学校図書館になるように、施設・設備の充実を図るとともに、余裕教室^{*}などの有効活用等による読書スペースの整備・充実、学級文庫の設置、学校図書館の分館化（図書資料の別置）を進めるなど、常に本を手にとることができる読書環境づくりの工夫に努めます。

d 学校図書館の情報化の促進

学校図書館の情報化を図るため、学校図書館にコンピューターを整備し、蔵書のデータベース化を進めるとともに、校内LANによって、学校内のどこにあっても学校内外の図書情報にアクセスできるよう、図書資料などの資源を共有する取組等を促進します。

1) 学校図書館の活性化のための人的環境の整備・充実

a 司書教諭の位置付けの明確化

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップのもと、司書教諭が十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮等の工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図るよう努めます。

b 司書教諭の発令の促進

司書教諭の養成を促進することなどにより、12学級未満の学校においても司書教諭が配置できるよう学校図書館にかかわる人づくりを促します。

c 学校司書と司書教諭の連携の促進

県立学校において、学校図書館の活用をさらに充実するため、学校司書と司書教諭の連携促進に努めます。

また、小・中学校において、学校司書の全校配置が促進されるよう市町村に働きかけるとともに、子どもの読書活動を推進する関係者などを対象とした交流会等の機会に学校司書と司書教諭の連携した取組等を紹介するなど、小・中学校の学校図書館の活用の促進を図ります。

d 研修等の充実

学校図書館に関する最新の情報提供や学校図書館の活用及び運営等に関する研修を行うことにより、司書教諭をはじめとする学校関係者の資質の向上と意識の高揚を図ります。

④ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

ア) 公立図書館との連携の推進

公立図書館の司書による学校での読み聞かせやブックトークの実演、読書活動や学習活動成果物等の公立図書館での展示会開催など、公立図書館と連携した多様な読書活動の展開を図るよう促します。

また、情報や資源の共有化を図るため、公立図書館と学校図書館とのネットワーク化を促進します。

イ) 家庭・地域との連携の促進

家庭における読書習慣を身に付けさせるため、学校だよりなどを活用した読書のすすめや読書会等の取組を促進するとともに、読み聞かせボランティアや地域住民の協力による読み聞かせなどの機会の提供を促します。

ウ) 学校図書館の適切な開放の促進

小・中・高等学校や地域の実情に応じて、学校図書館の地域住民への開放が進むよう促します。

(2) 障がいのある子どもの読書活動の推進

① 読書指導の充実

ア) 教職員の専門性の向上

a 読書活動推進に関する意識の向上

障がいの状態や発達段階に応じた読書活動や読書環境の工夫など、優れた実践事例の紹介等により、読書活動推進に関する教職員の意識高揚を図ります。

b 研修会等への参加の促進

専門的な理解や技能を得ることができるよう研修会等への参加を促進するとともに、その内容について周知する体制づくりに努めます。

1) 障がいの状態に応じた読書活動の充実

一人一人の興味・関心を喚起することができるよう、読み聞かせやパネルシアター^{*}等に取り組み、学習の場や日常生活で本に触れる機会を多く設定するよう努めます。

2) ボランティア等との連携の促進

学校と保護者や地域のボランティア等との連携を図ります。

② 学校図書館の整備・充実

1) 障がいの状態や発達段階に応じた図書資料等の充実

障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験することができるよう、子どものさまざまな障がいの状態や発達段階に応じた図書資料等の選定に努めます。

2) 読書環境の整備・充実

公立図書館と連携し、必要な資料の提供の充実を図るとともに、読書環境の充実に努めます。

(3) 幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進

① 資料、設備の整備・充実

乳幼児が主体的に絵本や物語に親しんでいけるような、興味・関心、発達などに応じた絵本等を整備するとともに、乳幼児が自ら手にとって本に親しめ、落ち着いてじっくりと見ることができる図書スペースを設置するなどの環境づくりに努めます。

② 絵本等に親しむ機会の充実

1) 指導計画への位置付けの推進

指導計画の中に、発達段階に即した絵本等を位置付け、乳幼児が絵本や物語、紙芝居等に一層親しむ機会を確保するよう努めます。

2) 家庭との連携による読書活動の推進

読み聞かせや絵本等との出会いの重要性を家庭に伝えるとともに、保護者やボランティア等の協力を得て、絵本の読み聞かせや絵本の貸出しなどを行い、家庭における読み聞かせ等の活動の推進に努めます。

③ 教職員、保育士等の理解や技能の向上

乳幼児が絵本や物語等に親しめる活動の取組に向け、講習会や研修会への積極的な参加を促し、研修等を通じて教職員や保育士の理解や技能を高めるよう努めます。

④ 公立図書館やボランティア等との連携の推進

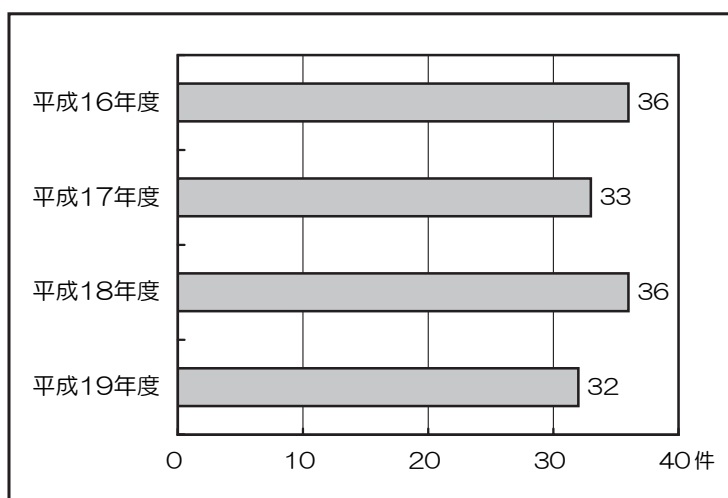
公立図書館やボランティア等との連携により、子どもの発達に応じた図書を選定し、その紹介に努めます。

4 啓発・広報等の推進

<現状と課題>

- 「子ども読書の日」(4月23日)を中心に、県内公立図書館などにおいて、おはなし会等の子どもの読書活動関連行事が実施され、子どもの読書活動に対する理解と関心を高める取組を行っています。
今後も引き続き「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を実施することが求められており、「子ども読書の日」及び「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)を県民に広く広報し、子どもの読書活動に対する一層の理解と協力を得ていく必要があります。
- 国は、子どもの読書活動の推進に関して優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人に対して表彰を行っています。本県においても平成17年度から長年地域との連携を図りつつ優れた実践を行っているグループに対して表彰を行い、その取組の奨励を図っています。
- 県内外の子どもの読書活動推進に関する情報の収集・提供に努めるとともに、ホームページや広報紙等を通じて広く県民に情報提供していく必要があります。
- 子どもの読書活動の推進に向けて、その意義や重要性について県民の理解と関心を深めることが大切であることから、大人も含めて読書活動に対する理解と関心が高められるよう、啓発・広報の一層の推進を図る必要があります。

【「子ども読書の日」を中心とした
県と市町村における関連行事の実施件数】



県立図書館における
「子ども読書の日」の
関連行事

資料：「子ども読書の日」に関する取組予定調べ（大分県教育委員会）

＜具体的な方策＞

① 「子ども読書の日」を中心とした啓発活動の推進

「子ども読書の日」及び「こどもの読書週間」に合わせ、県立図書館において子どもが読書に親しむことを目的とした行事を開催するとともに、各市町村等でも活発に実施されるよう促します。

また、県や市町村の行事などについて、ホームページ等を通じた県民への広報に努めます。

② 優れた取組の奨励

国、県等の表彰制度により、特色ある実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人を表彰し、その取組の奨励を図るとともに、ホームページ等を通じて、実践例を広く紹介します。

③ 各種媒体による広報活動の推進

ア) ホームページを活用した広報活動の推進

県内のボランティア団体等の情報をはじめ、県内外の子どもの読書活動に関するさまざまな情報の窓口となるホームページを設け、県内全域に広く情報提供を行います。

イ) あらゆる機会を通じた広報活動の推進

県内外の子どもの読書活動に関するさまざまな情報発信を行うとともに、読書活動の意義及び重要性などについての普及・啓発を図るため、リーフレットや広報紙の発行、ホームページへの掲載等を通じて、広く県民に情報提供を行います。

また、子どもの読書活動を推進する関係者などが交流する機会を提供することにより、家庭・地域・学校における子どもの読書活動に対する理解の促進を図ります。

④ キャンペーン活動による啓発活動の推進

「子ども読書の日」の趣旨を生かし、子どもの読書活動の推進に向けたスローガンを次のように定めるとともに、家庭や地域、学校において、子どもが自ら進んで読書に親しみ、読書習慣を身に付けていくことができるよう、子どもの読書活動の一層の推進に向けたキャンペーンに取り組みます。

「笑顔いっぱい 本好き おおいたっ子」

第3章 推進施策の効果的な実施に向けて

1 推進体制の整備

(1) 県の推進体制の充実

学校、図書館、市町村、民間団体等の関係者からなる「大分県子ども読書活動推進連絡会議」を定期的で開催し、家庭・地域・学校の連携・協力のあり方についての検討や情報交換等を行い、その成果を生かしながら施策の効果的な推進に努めます。

また、子どもの健やかな成長を目指し、庁内部局関係課相互の密接な連携を図るとともに、市町村、関係機関、民間団体等との連携を深め、施策を総合的、計画的に推進します。

(2) 市町村との連携・協力体制の強化と推進計画策定の働きかけ

子どもの読書活動の推進に関する総合的な推進を図るため、県と市町村がそれぞれの役割を担いながら、連携・協力を努めます。

また、県においては、市町村が実施している子どもの読書活動推進に関するさまざまな情報を収集し、各市町村へ提供することにより、市町村間の連携・協力体制の整備が推進されるよう努めるとともに、子ども読書活動推進計画が未策定の市町村に対して、各地域の特性を生かした推進計画が策定されるよう働きかけます。

(3) ボランティア団体等との連携・協力の促進

県内における子どもの読書活動を支援するセンター機能を整備し、子どもの読書に関する積極的な情報収集・提供を行うとともに、家庭文庫や読み聞かせグループ、学校、図書館関係者、保護者等の交流の機会を提供することにより、子どもの読書活動にかかわる人々との連携・協力の促進に努めます。

2 計画の進行管理

本計画の効果的な実現を図るため、施策の進捗状況や目標指標（別表）の達成状況等を検証し、「大分県子ども読書活動推進連絡会議」に報告して検討・評価を頂き、その内容を踏まえて必要な見直しを行うなど、適切な進行管理に努めます。